

投票に行きましょう！



令和5年は、地域に身近な統一地方選挙が行われます。
町民の皆さんの大切な1票です。

●投票日等の予定

選挙名	投票予定日	期日前投票予定日	期日前投票場所
福岡県議会議員一般選挙	令和5年4月9日	令和5年4月1日～	役場1階
広川町長選挙	令和5年4月23日	令和5年4月19日～	多目的ホール

※令和5年12月には、広川町議会議員一般選挙が予定されています。

●投票所の変更

投票所名	旧投票場所	新投票場所
期日前投票所	いこつと2階大研修室	役場1階多目的ホール
第4投票所	はなやぎの里1階ロビー	

☆町村議会議員選挙における制度改革後の内容☆

令和2年6月に公職選挙法の一部改正が行われ、町村議会議員選挙立候補者に対する制度については公営負担等が拡充されました。

負担項目	内容等	限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された 料金合計額 (1日1台に限る)	1日 64,500円 5日間 322,500円
個別契約方式 (自動車借入契約)	選挙運動用自動車として使用された 料金合計額 (1日1台に限る)	1日 16,100円 5日間 80,500円
個別契約方式 (燃料供給契約)	選挙運動用自動車燃料代金 (1日1台に限る)	1日 7,700円 5日間 38,500円
個別契約方式 (運転手雇用契約)	選挙運動用自動車の運転従事者報酬 (1日1人に限る)	1日 12,500円 5日間 62,500円
選挙運動用ビラの作成料	1枚当たり7円73銭 2種類以内で1,600枚	12,368円
選挙用ポスターの作成料	46枚 (ポスター掲示場数) 1枚当たり7,417円	341,182円
選挙運動用ビラの頒布解禁	上限1,600枚	—
供託金制度の導入	金額15万円	—

※制度の対象となる候補者は、得票数が供託物没収点以上に達した候補者に限られます。

供託物没収点に達しない候補者は、供託物が没収となり、選挙に要した経費負担が適用されず、すべて自己負担となります。